(様式 2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月17日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 小椋 歩

- 契約の概要
 給食室給湯器の修繕
- 2 履行(納品)場所 西区西戸部町 1-115 横浜市立一本松小学校
- 3 契約日 令和6年11月6日
- 4 履行日または履行期限 契約日から令和7年3月31日
- 5 契約金額 1,980,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)横浜市港北区高田東四丁目 11番 21号(有)佐藤工業所
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかつた理由 給食室系統の給湯器が経年劣化により湯量が不足する状況が続き、食器洗浄業務 に支障をきたしていたため実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由 一般競争入札有資格者名簿から過去の実績が優良であり、迅速な対応が出来る業者を選定しました。
- 9 所管課 横浜市立一本松小学校